

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(交付額の算定方法) 7 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙I 5により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(9) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙11の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(11) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>(12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、JK A若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(13) 都道府県、指定都市又は中核市が、市町村又は社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には(1)から(9)に掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については(9)の調書に替えて「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)及</p>	<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(交付額の算定方法) 7 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙11の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(10) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、JK A若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(12) 都道府県、指定都市又は中核市が、市町村又は社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には(1)から(8)に掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については(8)の調書に替えて「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)及</p>

平成22年度 児童厚生施設等整備費交付要綱新旧対照表(案)

改 正 後	現 行
<p>び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と、(6)中「国庫」とあるのは、「都道府県、指定都市又は中核市」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(14) (13)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(15) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続) 9～(状況報告) 13 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>14. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 別紙6、7、8、9又は10の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(3)又は(14)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙14の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返納) 15～(その他) 16 略</p>	<p>び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と、(6)中「国庫」とあるのは、「都道府県、指定都市又は中核市」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(14) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続) 9～(状況報告) 13 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>14. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 別紙6、7、8、9又は10の様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(3)又は(13)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙14の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返納) 15～(その他) 16 略</p>

改 正 後

現 行

別表

別表

算 定 基 準

算 定 基 準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費
施設 整備費	創 設 及 び 改 築	工事費	<p>1 施設の種類ごとに次に掲げる額</p> <p>(1) 大型児童館 ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートル以上のもの。)に1平方メートル当たり基準単価 370,600円(実1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。)を乗じて得た額。 イ B型児童館(1,500平方メートル以上) 555,952千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)</p> <p>(2) 小型児童館(217.6平方メートル以上) 32,298千円 都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(163.2平方メートル以上) 24,740千円</p> <p>(3) 児童センター(336.6平方メートル以上) 48,656千円 ただし、大型児童センター(500平方メートル以上)については、次に掲げる額。 64,914千円</p> <p>(4) 放課後児童クラブ室(2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。 21,504千円</p> <p>2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室(31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。 6,849千円</p> <p>3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 (1) 大型児童館については、1施設当たり 104,240千円 (2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり 2,563千円</p>	<p>児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)</p>

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費
施設 整備費	創 設 及 び 改 築	工事費	<p>1 施設の種類ごとに次に掲げる額</p> <p>(1) 大型児童館 ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートル以上のもの。)に1平方メートル当たり基準単価 364,000円(実1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。)を乗じて得た額。 イ B型児童館(1,500平方メートル以上) 546,122千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)</p> <p>(2) 小型児童館(217.6平方メートル以上) 31,727千円 都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(163.2平方メートル以上) 24,303千円</p> <p>(3) 児童センター(336.6平方メートル以上) 47,796千円 ただし、大型児童センター(500平方メートル以上)については、次に掲げる額。 63,766千円</p> <p>(4) 放課後児童クラブ室(2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。 21,124千円</p> <p>2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室(31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。 6,728千円</p> <p>3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 (1) 大型児童館については、1施設当たり 102,397千円 (2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり 2,518千円</p>	<p>児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)</p>

改 正 後				現 行			
		<p>大型児童センターについては、1施設当たり <u>4,633</u>千円</p> <p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 <u>上限3,824</u>千円</p> <p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>			<p>大型児童センターについては、1施設当たり <u>4,551</u>千円</p> <p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 <u>上限3,756</u>千円</p> <p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>
拡 張		<p>1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。）に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価（実1平方メートル当たり単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。）を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>4,633</u>千円</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	拡 張		<p>1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。）に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価（実1平方メートル当たり単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。）を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>4,551</u>千円</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
大規模修繕		<p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>4,633</u>千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	大規模修繕		<p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>4,551</u>千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>

改 正 後

付表 1 (略)

付表 2

1 平方米当たり基準単価

単 価	備 考
1 2 9 , 7 0 0 円	

現 行

付表 1

都道府県人口規模による補助基準面積

都道府県の人口規模	補助基準面積の上限
100万人未満	3,000 平方米
100万人以上300万人未満	4,000 平方米
300万人以上500万人未満	6,000 平方米
500万人以上700万人未満	8,000 平方米
700万人以上	10,000 平方米

付表 2

1 平方米当たり基準単価

単 価	備 考
1 2 7 , 4 0 0 円	

改 正 後	現 行
<p>別紙 1</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別</p> <p>イ 内示年月日</p> <p>ウ 契約年月日</p> <p>エ 着工年月日</p> <p>オ 完成年月日</p> <p>カ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>	<p>別紙 1</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別</p> <p>イ 契約年月日</p> <p>ウ 着工年月日</p> <p>エ 完成年月日</p> <p>オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙 2</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>(5) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別 イ 内示年月日 ウ 契約年月日 エ 着工年月日 オ 完成年月日 カ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (7) 省略</p>	<p>別紙 2</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>(5) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別 イ 契約年月日 ウ 着工年月日 エ 完成年月日 オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (7) 省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙4</p> <p>別紙(2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画 ア 直営・請負の別 イ 内示年月日 ウ 契約年月日 エ 着工年月日 オ 完成年月日 カ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>	<p>別紙4</p> <p>別紙(2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画 ア 直営・請負の別 イ 契約年月日 ウ 着工年月日 エ 完成年月日 オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙 6</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 実 績 報 告 書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) 施工期間</p> <p>ア 契約年月日</p> <p>イ 内示年月日</p> <p>ウ 着工年月日</p> <p>エ 完成年月日</p> <p>オ 事業開始年月日</p> <p>(4) ~ (5) 省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>	<p>別紙 6</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 実 績 報 告 書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) 施工期間</p> <p>ア 契約年月日</p> <p>イ 着工年月日</p> <p>ウ 完成年月日</p> <p>エ 事業開始年月日</p> <p>(4) ~ (5) 省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙 7</p> <p>別紙 (2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工期間</p> <p>ア 契約年月日 イ 内示年月日 ウ 着工年月日 エ 完成年月日 オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>	<p>別紙 7</p> <p>別紙 (2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工期間</p> <p>ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>

別紙 9

別紙 (2)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

省略

2 施設整備費に係る事業内容

(1) ~ (2) 省略

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 内示年月日
- ウ 着工年月日
- エ 完成年月日
- オ 事業開始年月日

(添付書類)

省略

別紙 9

別紙 (2)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

省略

2 施設整備費に係る事業内容

(1) ~ (2) 省略

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 完成年月日
- エ 事業開始年月日

(添付書類)

省略

改 正 後	現 行
<p>別紙15</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印 市町村長</p> <p style="text-align: center;">平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号により交付決定のあった児童厚生施設等整備費補助金について、交付要綱8(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(要国庫補助金等返還相当額) 金 円</p> <p>3 添付書類 2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等</p>	<p>別紙15 (新設)</p>

平成22年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目的 核家族化の進行、<u>児童虐待の増加など、子どもや子育てをめぐる環境の複雑・多様化により、家庭や地域における子育て機能の低下といった問題が生じていることから、安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。</u></p> <p>2 事業の内容 この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。 <u>削 除</u> (1) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添1のとおり) <u>削 除</u> (2) 民間児童館活動事業 (内容については、別添2のとおり) (3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添3のとおり) <u>削 除</u> (4) 地域子育て環境づくり支援事業 (内容については、別添4のとおり) (5) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添5のとおり) <u>削 除</u></p> <p>3 事業の実施方法等 各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。</p> <p><u>削 除</u></p> <p>別添1 児童育成事業推進等対策事業実施要綱</p>	<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目的 <u>少子化や核家族化の進行、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦の出生率の低下、夫婦共働き家庭の一般化、家庭生活との両立が困難な職場など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。</u></p> <p>2 事業の内容 この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。 (1) <u>児童環境づくり推進機構事業 (内容については、別添1のとおり)</u> (2) <u>児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添2のとおり)</u> (3) <u>児童ふれあい交流支援事業 (内容については、別添3のとおり)</u> (4) <u>民間児童館活動事業 (内容については、別添4のとおり)</u> (5) <u>児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添5のとおり)</u> (6) <u>児童ふれあい交流促進事業 (内容については、別添6のとおり)</u> (7) <u>地域子育て環境づくり支援事業 (内容については、別添7のとおり)</u> (8) <u>地域組織活動育成事業 (内容については、別添8のとおり)</u> (9) <u>地域子育て支援拠点事業 (内容については、別添9のとおり)</u></p> <p>3 事業の実施方法等 各事業の実施については、別添1～9に定めるところによるものとする。</p> <p>別添1 児童環境づくり推進機構事業実施要綱 (略)</p> <p>別添2 児童育成事業推進等対策事業実施要綱</p>

改正後

現行

1 目的 ～ 2 実施主体 (略)

1 目的 ～ 2 実施主体 (略)

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際の先駆的な取組であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、国が別途定める国庫負担(補助)制度の対象となる事業は除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、国が別途定める国庫負担(補助)制度の対象となる事業は除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き ～ 6 費用 (略)

4 事業実施の手続き ～ 6 費用 (略)

削除

別添3 児童ふれあい交流支援事業実施要綱 (略)

別添2 民間児童館活動事業実施要綱

別添4 民間児童館活動事業実施要綱

1 趣旨 ～ 2 実施主体 (略)

1 趣旨 ～ 2 実施主体 (略)

3 事業内容

(1)～(4) (略)

(5) 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

本事業は、(1)～(4)と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、次世代育成支援対策

3 事業内容

(1)～(4) (略)

(5) 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとし

改 正 後	現 行
<p data-bbox="286 308 1115 376"><u>交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成20年11月28日雇児発第112800号「地域子育て支援拠点事業」に定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="165 528 860 560">別添3 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="190 603 275 635"><u>削 除</u></p> <p data-bbox="165 675 810 707">別添4 地域子育て環境づくり支援事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="165 746 712 778">別添5 地域組織活動育成事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="190 821 275 853"><u>削 除</u></p>	<p data-bbox="1294 308 2040 339"><u>て参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1294 344 2128 448">なお、本事業は、（１）～（４）と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、<u>別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」</u>に定めるものとする。</p> <p data-bbox="1173 528 1868 560">別添5 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="1173 603 1776 635"><u>別添6 児童ふれあい交流促進事業実施要綱（略）</u></p> <p data-bbox="1173 675 1816 707">別添7 地域子育て環境づくり支援事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="1173 746 1715 778">別添8 地域組織活動育成事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="1173 821 1727 853"><u>別添9 地域子育て支援拠点事業実施要綱（略）</u></p>